

公益社団法人
福島県トラック協会 広報誌

わだち

2023年

2

vol.505

トラックは生活と
経済のライフライン



県ト協

令和4年度
第6回理事会を開催

09 全ト協

- 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）認定事業者を発表

02 県ト協

- 鈴木副知事に年頭あいさつ
- 2023年度優良従業員被表彰者の推薦について
- 第2回交付金委員会を開催
- 令和4年度各種助成事業の申請期限について

06 適正化

- 164事業所が新たにGマーク認定
- Gマーク認定ステッカーの適切な使用について
- 安全性優良事業所（Gマーク事業所）に係る主な輸送品目及びホームページのリンクについて
- 令和4年度陸運事業者のための安全マネジメント研修（2回目）を開催

10 支部

- 支部だより

08 青年部会

- 青年部会が令和4年度「勉強会」を開催

12 陸災防

- 『車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育講習』『積卸し作業指揮者安全教育講習』の開催ご案内
- 厚生労働大臣に「全国フォークリフト運転競技大会優勝（厚生労働大臣賞）」を報告
- 第2回「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催



県ト協

鈴木副知事に年頭のあいさつ

佐藤 信成 会長以下5名（蓬田 隆信 副会長、荒川 孝一 専務理事、田母神 正広 常務理事、清野 隆 事務局長兼総務部長、藤家 義弘 業務部長）は副知事への年頭のあいさつで1月6日(金)に福島県庁を訪問した。

佐藤会長は鈴木 正晃 副知事に対しトラック運送業界における2023年の諸課題等について説明。

特に労働環境の改善に優先的に取り組み、適正な料金について荷主などに理解を求めるための広報活動にも力を入れたいと力強く語った。

また、福島県庁以外にも福島運輸支局、福島県自動車会議所、福島県警察本部、福島労働局、福島民報社、福島民友新聞社へ訪問し、トラック運送業界への更なる支援及び協力について要請した。



CONTENTS

全ト協	引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）認定事業者を発表……………	9
県ト協	鈴木副知事に年頭あいさつ……………	2
	令和4年度 第6回理事会を開催……………	3
	2023年度優良従業員被表彰者の推薦について……………	4
	第2回交付金委員会を開催……………	5
	令和4年度各種助成事業の申請期限について……………	5
	会員だより……………	5
	2月の行事予定……………	16
適正化	164事業所が新たにGマーク認定……………	6
	Gマーク認定ステッカーの適切な使用について……………	7
	安全性優良事業所（Gマーク事業所）に係る主な輸送品目及びホームページのリンクについて…	8
	令和4年度陸運事業者のための安全マネジメント研修（2回目）を開催……………	8
支部	支部だより……………	10
青年部会	青年部会が令和4年度「勉強会」を開催……………	8
陸災防	『車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育講習』『積卸し作業指揮者安全教育講習』の開催ご案内…	12
	厚生労働大臣に「全国フォークリフト運転競技大会優勝（厚生労働大臣賞）」を報告……………	13
	第2回「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催……………	13
	技能講習等実施予定……………	16
お知らせ	トラック運転者の改善基準告示が改正されます！……………	14
	交通事故統計……………	16

県ト協

令和4年度第6回理事会を開催

福島県トラック協会令和4年度第6回理事会が1月23日(月)に郡山市「県中研修センター」において、理事28名、監事5名が出席し開催された。

【報告事項】

報告事項の1

令和4年度安全性評価事業申請結果について
2022年度安全性評価事業所（Gマーク）の認定について報告した。

報告事項の2

「標準的な運賃」届出状況について
1月20日現在の県内届出状況及び12月末までの東北ブロック内の届出状況について報告した。

報告事項の3

物流セミナーについて
令和4年度物流セミナーの開催について報告した。

報告事項の4

初任運転者講習会の運用について
初任運転者講習会の運用について報告した。

報告事項の5

令和4年度各種助成事業執行状況について
令和4年度各種助成事業執行状況について報告した。

報告事項の6

令和5年度以降の広報誌「わだち」について
令和5年度以降、広報誌「わだち」が隔月発行になる旨、報告した。

報告事項の7

令和5年度エコタイヤ導入助成事業について
令和5年度のエコタイヤ導入助成事業制度について報告した。

報告事項の8

令和4年度年末年始安全総点検表（自動車輸送関係）集計報告書について
令和4年度年末年始安全総点検表（自動車輸送関係）集計報告書について報告した。

報告事項の9

労働時間管理セミナーの結果について
支部主催「労働時間管理セミナー」の実施結果について報告した。

報告事項の10

燃料価格高騰に伴う対応について
福島県及び県内各市町村の燃料価格高騰に伴う対応について報告した。

報告事項の11

定款第26条第7項による職務執行報告について
令和4年度現在までの事業報告、行事経過、収支計算書対前年度の比較状況について報告した。

【議 題】

1号議案

令和5年度事業計画骨子（案）について
令和5年度の策定基調、事業計画における最重点・重点施策について提案し可決された。

2号議案

各種規程の改廃に関する条文設定について
各種規程の改廃に関する条文設定について提案し可決された。

3号議案

令和5年度定時総会の開催（案）について
令和5年度定時総会の開催（案）について提案し可決された。

4号議案

福島県交通遺児奨学基金への寄贈(案)について
福島県交通遺児奨学基金への寄贈(案)について提案し可決された。

5号議案

入会会員及び退会会員について
3社の入会、4社の退会が可決された。
(承認後会員数1,249(賛助会員277含む))

その他

今後の行事予定について
県ト協本部及び各支部の予定を説明した。

県ト協

2023年度優良従業員被表彰者の推薦について

標記表彰については、本年度も次の内容にて実施いたしますので、下記の優良従業員被表彰者推薦書にて所属支部へ推薦いただくようお願いいたします。

1. 推薦締切日 **2023年3月1日(水) 所属支部必着**
2. 推薦の基準 勤続が10年以上継続しており、なおかつ、5年以上無事故・無違反である優良従業員とし、1事業所2名までとする。
※いわき支部では支部長表彰受賞者からの選考となっております。
3. 表彰について 受賞者は（公社）福島県トラック協会定時総会において表彰されます。
※後日、各支部より表彰状及び記念品が配布されます。
4. その他
 - (1) 各支部で上限数を定め、表彰総数120名を基準とし、理事会において最終選考をおこないます。
 - (2) 推薦名簿には、順位を付してください。また、各項目とも脱落のないよう記入してください。特に、職名・勤続年数・無事故・無違反年数の記入漏れのないようにしてください。
③過去に本表彰を受けられた方は除外としますので、重複のないようご注意ください。
 - (3) 被推薦者氏名の字画は間違いのないよう正確に記入してください。
 - (4) 無事故・無違反については、特に証明書の添付は不要としますが、所属事業所において十分に確認のうえ、申請してください。

優良従業員被表彰者推薦書

支部長 様

事業所名

推薦 順位	〔所属事業所名〕〔職 名〕 氏 名 (ふりがな) 生年月日(歳)	勤続 年数	無事故 年 数	推 薦 理 由 表 彰 歴
	〔 〕〔 〕 ふりがな 氏名 昭和 年 月 日生 (歳) 平成			推薦理由 表 彰 歴
	〔 〕〔 〕 ふりがな 氏名 昭和 年 月 日生 (歳) 平成			推薦理由 表 彰 歴

県ト協

第2回交付金委員会を開催

本年度の第2回目となる交付金委員会が、1月27日(金)に委員9名が出席し郡山市「県中研修センター」において開催された。

菅野 高志 委員長のあいさつに続き、議題である「令和4年度交付金特別会計に係る予算等の進捗状況」、「令和5年度交付金特別会計に係る予算等の方向性」について事務局の説明を受けた後、各委員による活発な協議が行われた。



県ト協

令和4年度各種助成事業の申請期限について

令和4年度各種助成事業の執行状況につきましてはホームページにより随時お知らせしているところですが、助成事業によっては、早期に予算額を超過しているものがある一方、まだ予算額まで達しない助成事業も見受けられるところであります。

今年度における**助成金交付申請書の提出期限が令和5年2月28日(火)**と差し迫っておりますので、助成金要件に該当する場合は速やかに交付申請書を提出してください。

なお、助成事業に係る内容、予算額及び申請手続き等でご不明な点がありましたら、福島県トラック協会 業務部までご連絡をお願いいたします。

TEL.024-558-7755

音声ガイダンス ⇨ 1番(業務部)

会員だより

退会会員事業所

支部	事業所名
県南	東北福山通運(株)郡山南営業所
相双	田中建材輸送(株)福島営業所

賛助会員退会事業所

支部	事業所名	支部	事業所名
県南	東北福山通運(株)福島物流センター	会津	東北福山通運(株)会津西営業所
相双	東北福山通運(株)原町営業所	いわき	東北福山通運(株)いわき流通センター

新賛助会員事業所

支部	事業所名	代表者名	郵便番号	住 所	車両台数
県南	南東北福山通運(株)郡山南営業所	善方礼保	962-0403	須賀川市滑川字中津沢26-1	41
〃	南東北福山通運(株)福島物流センター	常松 亮	962-0403	須賀川市滑川字中津沢14	7
会津	南東北福山通運(株)会津西営業所	宗形信一	965-0062	会津若松市神指町大字北四合横沼東120	11
相双	南東北福山通運(株)原町営業所	渡部裕司	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	11
いわき	南東北福山通運(株)いわき流通センター	丹 俊美	971-8124	いわき市小名浜住吉字袋40	9

会員名簿変更

ページ	事業所名	変更事項	新	旧
6	(株)福島北桑運輸	代表者 (支店・営業所代表者)	丹治寛記	武藤正男
14	(株)クリエイト福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	須江 明	千坂 望
15	郡山碎石運輸(株)	事業所名	郡山碎石運輸(株)	郡山碎石(株)
16	(株)サンファミリー福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	遠藤秀樹	鈴木宏幸
26	只見郵便運送(有)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	渡部 敦	渡部 貞
39	只見郵便運送(有)	代表者 (支店・営業所代表者)	渡部 敦	渡部 貞
47	(株)MITUWA東北支店	事業所名	(株)MITUWA東北支店	(株)MITUWA東北営業所
		郵便番号	975-0037	975-0039
		住 所	南相馬市原町区北原字大塚139-4	南相馬市原町区青葉町3丁目62-2
48	(有)吉田工業運輸	代表者 (支店・営業所代表者)	佐藤将人	吉田一己

適正化 164事業所が新たにGマーク認定

2022年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）は昨年7月に申請受付を行い、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、福島県内においては一定の基準をクリアした164事業所が認定を受けた。

福島県適正化事業実施機関（佐藤 信成 実施本部長）は1月16日(月)に福島市「福島研修センター」で安全性評価事業認定証授与式を開催し、新規に認定を受け、審査で高い評価を受けた事業所に認定証を交付した。これを受けて、(株)ケー・アンド・ワイ本社営業所 上田 由幸 社長が代表者決意表明を行い、「Gマーク制度の重要性を再認識し、安心・安全な輸送第一に優良事業所として更なる資質向上を目指します」と宣言した。

この貨物自動車運送事業安全性評価事業は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価・認定・公表する制度で、今回の事業所の認定を含め福島県内の認定事業所数は551事業所、取得率は県内全事業所数の33.1%となった。

認定証授与式出席事業所

事業所名	
株式会社ケー・アンド・ワイ 本社営業所	東日本エア・ウォーター物流株式会社 二本松営業所
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 福島センター	ラクダ運輸株式会社 福島営業所



【認定証を授与される上田社長】



【佐藤本部長と授与式出席事業所】

2022年度認定事業所

新規: 23事業所 (有効期間: 2023年1月1日から2年間)

(五十音順)

株式会社ケー・アンド・ワイ 本社営業所	株式会社福島輸送 若松
常磐ニット株式会社 本社営業所	マイスター株式会社 本社
株式会社ゼロ・プラス関東 郡山カスタマーサービスセンター	丸中運輸有限会社 本社
有限会社大成産商 本社営業所	ヤマト運輸株式会社 会津田島営業所
只見郵便運送有限会社 郡山	株式会社ライズジャパン 郡山営業所
中央ロジテック株式会社 相馬営業所	ラクダ運輸株式会社 福島営業所
東北クリーン運輸株式会社 本社	株式会社ワタナベ運送 本社
東北乳運株式会社 郡山営業所	有限会社渡辺運送 本社
日本通運株式会社 福島警送事業所 福島警送課	非会員 SBSゼンツウ株式会社 いわき営業所
株式会社仁和運送 福島営業所	非会員 SBSゼンツウ株式会社 相双営業所
東日本エア・ウォーター物流株式会社 二本松営業所	非会員 トランコムTS株式会社 棚倉営業所
福島通商株式会社 泉営業所	



Gマーク認定ステッカーの適切な使用について



Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

適切ではない使用例



**有効期限が過ぎた
ステッカーの貼付**



**有効期限を隠滅した
ステッカーの貼付**

**車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、
Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにして下さい。**

「Gマーク」ステッカー貼付車両による法令違反や法定速度超過、無理な割り込みや無謀運転等の悪質な行為に対する苦情、問合せが多発しております。

Gマーク制度の信頼性を維持するため、安全性優良事業所が他事業所の模範となるよう所属ドライバーに対する指導・教育の更なる徹底をお願いするとともに、安全運行の徹底方お願い致します。

適 正 化**安全性優良事業所(Gマーク事業所)に係る
主な輸送品目及びホームページのリンクについて**

安全性優良事業所に認定されている事業所は、全日本トラック協会のホームページで事業所名・住所・電話番号を公表しておりますが、荷主企業等に対する安全性優良事業所の更なるPR活動に繋げるため、安全性優良事業所の任意参加により、全日本トラック協会ホームページに当該事業所の
①主な輸送品目の掲載 ②ホームページのリンクの2点を追加することが可能となっております。

ホームページに掲載、リンクを希望される事業所につきましては、専用の申込書に必要事項を記入のうえ「**県ト協適正化事業部**」までご送付ください。

※申込書は、全日本トラック協会ホームページよりダウンロードすることができます。

適 正 化**令和4年度陸運事業者のための
安全マネジメント研修(2回目)を開催**

令和4年度陸運事業者のための安全マネジメント研修を1月12日(木)に郡山市「県中研修センター」にて陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部と福島県トラック協会の共催で開催した。

61名の会員事業者が参加した研修では陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 堀野 弘志 氏から運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイド(以下、「RIKMS」)の概要、一体的運用方法、リスクアセスメントについて説明された。

参加者は運輸安全マネジメント、RIKMS、2つのマネジメントを一体的に運用することによって、事故や労働災害リスク低減につながることを学んだ。

**青年部会****青年部会が令和4年度「勉強会」を開催**

青年部会(鈴木 孝雄 部会長)は12月23日(金)に郡山市「ホテルプリシード郡山」において青年部会員28名が参加し勉強会を開催した。

講師に働き方改革支援センター 丹治 正夫 氏、田部 良夫 氏をお招きし、「残業代未払請求リスク防止賃金制度の改善」について講演が行われた。部会員は残業代未払請求リスク防止や未払残業訴訟対応、賃金制度改善の方法などについて理解を深めた。

全ト協

引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)認定事業者を発表



2022年度は41事業者(129事業所)を認定!

総認定事業者数は354事業者(1,676事業所)に!!

◎制度の目的、概要、認定状況

引越事業者優良認定制度は、消費者に安心・安全な引越サービスを提供する事業者の情報を提供し、引越における苦情やトラブルの防止を目指すことを目的として、2014年度に創設し、引越事業者または引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用するグループを認定の単位として、客観的に評価・認定している。(公社)全日本トラック協会(坂本 克己 会長)は、2022年12月16日(金)に「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の認定事業者を発表した。

今年度は、引越サービス名称単位で申請総数43事業者(181事業所)のうち41事業

者(129事業所)を引越優良事業者に認定した。そのうち新規認定は11事業者(20事業所)、更新認定は30事業者(109事業所)。

これにより、これまで認定された事業者と併せて354事業者(1,676事業所)が「引越優良事業者」として認定を受け、車両のステッカーや宣伝媒体などに「引越安心マーク」を使用することを許可されることとなる。

なお、引越優良事業者は、共通の引越サービス名称内の事業所に対する全てのお客様からの相談等を受け付ける窓口を設置し、約款や関係法令などに沿ったお客様対応を行うことが義務づけられている。

◎引越事業者優良認定制度の目的は、以下の3つを柱としています。

- (1) 安全・安心な事業者の見える化
事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択しやすい環境をつくる。
- (2) 引越業界全体のコンプライアンスの向上
貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を

認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

- (3) 引越における苦情やトラブルの防止
苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

◎申請資格

- (1) 引越に関わる全ての事業所(営業所)に、全日本トラック協会が2019年度以降に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越に関わる全ての事業所(営業所)が、「安全性優良事業所」(Gマーク認定事業所)であること、又は別途定める「安全性優良事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。

◎審査基準

- (1) 引越における約款を遵守していること
- (2) 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていること
- (3) 適切な従業員教育を行っていること
- (4) 引越関係法令の遵守していること
- (5) 適正な廃棄物処理等を行っていること
- (6) 適切な個人情報の取扱いを行っていること
- (7) 制度の信用を損なう行為又は信用を損なう恐れのある行為がないこと

◎引越優良事業者の有効期間

2023年1月1日～2025年12月31日までの3年間

支 部

支部だより

県北支部が福島北地区交通安全協会へ寄付金を贈呈

県北支部（蓬田 隆信 支部長）は12月21日(水)に福島市「福島北警察署内」において、自転車のヘルメット着用促進を目的に福島北地区交通安全協会 佐藤 吉昭 会長へ自転車用ヘルメットの購入代金として10万円を寄付した。

当活動は4月1日(土)から努力義務化される自転車のヘルメット着用促進の一環として行われたもので、購入したヘルメットは福島北警察署主導のもと地元高校などに配布される予定となっている。



県中支部が安全祈願祭を開催


【安全祈願祭の様子】

県中支部（小野田 弘明 支部長）は1月13日(金)に郡山市「郡山ビューホテルアネックス」において、安全祈願祭を開催した。

例年、安全祈願祭と賀詞交歓会を兼ねて本行事を開催していたが、本年はコロナ禍の影響により県中支部役員のみで執り行われた。当日は支部役員20名、事務局3名が出席し本年の無事故・無災害を祈願した。

会津支部が安全大会を開催

会津支部と陸災防会津分会（菅野 高志 支部（分会）長）共同開催の安全大会が1月14日(土)に会津若松市「ルネッサンス中の島」において開催され、45名が参加した。

大会では優良管理者3名、優良従業員10名に対する表彰式が行われ、受賞者を代表し福島運送(株)若松営業所 大関完治 さんが謝辞を述べ、安全宣言を全会一致で採択した。

続いて交通事故防止コンサルタント 上西 一美 氏による「管理者が知っておきたい交通事故のポイント」の講演が行われ大会を終了した。



いわき支部が安全運転ドライバー研修会を開催


いわき支部（松尾活秀支部長）は1月14日(土)にいわき市「タイヘイドライバーズスクール」において会員事業所ドライバーを対象に通算48回目（今年度4回目）となる、安全運転ドライバー研修会を午前・午後の部に分け開催した。

研修会には総勢16名のドライバーが参加し、座学（動画視聴、交通法規考査と解説）、実技（コース走行等）の講義が行われた。

当研修会は令和5年度も年4回（4月、7月、11月、1月）開催する予定となっている。

いわき支部が「フラシティいわき」ラッピングトラック出発式に参加

いわき支部（松尾 活秀 支部長）は12月24日(土)にいわき市「小名浜アクアマリンパーク」において、いわき市シティセールス推進協議会が主催した出発式に参加した。

本事業はいわき市創生推進課から市のブランドイメージ「フラシティいわき」のラッピングを施すトラックの提供を依頼されたもので、支部を代表して岡田陸運(株)、新富運輸(株)、磐栄運送(株)の3社から1台ずつ車両を提供した。（磐栄運送(株)は昨年から引き続き2回目）

式では高校生フラガール・フラボーイの笑顔といわき市の名所がラッピングされた各々の車両がお披露目され、関係者の挨拶、テープカットが行われた。

今回のラッピング車両は今後、首都圏を中心に走行し、市が掲げるブランドイメージを県内外にPRしていく。



いわき支部が「運行管理者試験対策勉強会」を開催



いわき支部（松尾 活秀 支部長）は1月25日(木)にいわき市「いわき方部共同休憩所」において、平中央自動車学校協力のもと、「いわき支部運行管理者試験対策勉強会」を開催した。

当勉強会はいわき地区の運送事業者（非会員含む）を対象としており、当日は15名が受講した。

令和4年度第2回目の運行管理者試験は令和5年2月18日(土)～3月19日(日)の期間で実施される。

いわき支部が「新春セミナー」を開催

いわき支部（松尾 活秀 支部長）は、1月26日(木)にいわき市「パレスいわや」において、会員事業所の情報交換及び親睦を目的に「新春セミナー」を開催した。

セミナーには53名が参加し、来賓挨拶（いわき東警察署 古関 隆一 署長、県トラック協会 佐藤会長）に続き、二部構成のセミナーが行われた。

はじめに、いわき東警察署 松本 靖則 交通課長より「運送事業者の交通事故防止に向けて」について、続いて落語家 林家 たけ平氏より「落語で見るコミュニケーション」の講演が行われた。趣向を凝らしたセミナーに参加者は熱心に聞き入っていた。



陸 災 防

『車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育講習』 『積卸し作業指揮者安全教育講習』の開催ご案内

労働安全衛生規則において、「事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

（第151条の4）」及び「事業者は、一の荷*でその重量が百キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業を直接指揮させなければならない。（第151条の70）」と定められています。

更に、厚生労働省の通達（基発第133号昭和60年3月13日付、基発第650号平成4年12月11日付）で、その作業指揮者の職務を遂行するために必要な教育内容が示されています。

本講習は、当該作業指揮者に対し、厚生労働省が示す教育カリキュラムに基づき実施する教育講習です。尚、両作業指揮者の安全教育のカリキュラム及び内容について共通するところが多くあることから、当該指揮者に沿ったカリキュラムをコースにより実施いたします。

一の荷*：作業の取り扱い対象となる1単位の重量物

作業指揮者の職務とは、

車両系荷役運搬機械等作業指揮者	積卸し作業指揮者（貨物自動車の場合）
作業計画に基づく作業の指揮 - 作業計画の作成とその遵守確認 - 器具及び工具を点検し、不良品を取り除く	- 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 - 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 - 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。 - ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

募集期間：2月1日～3月3日まで（但し、定員になり次第締切ます。）

1.講習日程・講習内容・講習料

	令和5年	講 習 内 容	Aコース	Bコース	Cコース
		講 習 料（テキスト代・税込）	11,000円	7,700円	5,500円
1 日 目	3月14日(火) 8:30～17:00	「車両系荷役運搬等作業指揮者教育」	受 講	受 講	
2 日 目	3月15日(水) 8:30～12:00	「積卸し作業指揮者教育（追加講習）」	受 講		受 講

※Cコースは、既に「車両系荷役運搬等作業指揮者教育講習」を修了した者

2.講習会場 福島県トラック協会 県中研修センター
郡山市喜久田町卸3-5 TEL.024-963-0780

3.申込方法 受講申込書（ホームページからダウンロード）に所定事項を記入し、お申込下さい。

4.申込先（連絡先）及び振込先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部(略称：陸運労災防止協会/陸災防)

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32 TEL024-558-9011 FAX 024-559-1161

振込先 福島信用金庫本店 **普通預金 0168943**「陸上貨物運送事業労働災害防止協会」

※会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。

陸 災 防 厚生労働大臣に「全国フォークリフト 運転競技大会優勝(厚生労働大臣賞)」を報告

10月1日(土)2日(日)愛知県で行われた“全国フォークリフト運転競技大会”で女性の部優勝の氏家美恵子さん(株日立物流東日本福島営業所)と一般の部優勝の野口 順平 さん(茨城県推薦)は、12月12日(月)加藤厚生労働大臣に優勝を報告しました。

加藤厚生労働大臣からは、大会の際に工夫した点や競技の出来映えなどについて質問を受け、お祝いのお言葉を頂きました。



【大臣を囲んで記念写真】



【歓談の様子】

陸 災 防 第2回「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催

陸災防福島県支部は、1月17日(火)、郡山市福島県トラック協会県中研修センターにおいて、会員6事業場11名が参加し第2回「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催した。研修会は、各事業場がこれまで取り組んできた仕組み作りの中間評価を行った後、陸災防本部の堀野安全管理士を講師としてリスクアセスメントの具体的な取り組み方法について学んだ。今回の研修会では、参加事業場の職場リーダーも加え、先取り型安全管理手法としての「リスクアセスメント」の取り組みをメインテーマとして、グループによる演習を含めて熱心な討議と各グループの成果発表を行い、職場においてリスクアセスメントの取り組みが如何に重要か認識し、更なる安全に関するレベルアップを誓い合った。





令和
6年4月～
適用

事業者の皆さん
ご存じですか？

トラック運転者の

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続 8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続 11時間 を 基本とし、継続 9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp

● 詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる ^(※2, 3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。	
特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度 2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備（車内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること 隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（※1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省令第7号）をいう。
（※2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を合わせて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。



2月の行事予定



日 程	行 事 内 容	開 催 場 所
9日(木)	物流セミナー	郡山市「ホテルハマツ」
15日(水)	「令和4年度IT活用セミナー」及び 「トラック事業者向け先進技術展示会」	郡山市「県中研修センター」
24日(金)	標準的な運賃活用セミナー	郡山市「ビッグパレットふくしま」

陸 災 防 技能講習等実施予定

【フォークリフト運転技能講習】

開催地	学 科	講 習 開 催 日
福 島⑨	27(月)	1: 7(火) ~ 9(木) 2: 14(火) ~ 16(木) 3: 22(水) ~ 24(金)
郡 山⑫	29(水)	1: 1(水) ~ 3(金) 2: 7(火) ~ 9(木) 3: 14(火) ~ 16(木) 4: 22(水) ~ 24(金)
いわき⑬	31(金)	1: 7(火) ~ 9(木) 2: 14(火) ~ 16(木) 3: 22(水) ~ 24(金) 4: 28(火) ~ 30(木)

※郡山⑫学科の〔 〕はPM:自動車運転免許証を有しない者対象

【車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育講習・積卸し作業指揮者安全教育講習】

開催地	講 習 開 催 日
郡 山	3 月 14(火) 15(水)

【はい作業主任者技能講習】

開催地	講 習 開 催 日
郡 山	3月 22(水) 23(木)

※講習に関する詳細はホームページでご確認ください。 <https://f-rikusai.org>

陸災防 福島県支部

検 索

お知らせ 交通事故統計

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況は下記の通りとなります。

交通規則を守るとは、社会人としての基本的な責務です。

会員事業所におかれましても、プロドライバーとして、より一層の交通安全対策をお願いします。

交通ルールの遵守、思いやり運転等交通マナーアップ 交差点での安全確認の励行 速度の抑制

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2022 年 (概 数)	発生件数	8	4	6	2	4	5	0	8	7	7	3	3	57
	死 者 数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	傷 者 数	8	6	8	3	4	6	0	8	10	7	3	3	66



トラック広報 わだち2月号 (通巻505号)

2023年2月1日発行 (毎月1回1日)
編集発行 公益社団法人福島県トラック協会
〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32
TEL 024-558-7755(代) FAX 024-558-7731
H.P <http://fukutora.la37n.com/>

